



発行 新潟県

第 40 号

令和元年9月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

16 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）

訓 令

4 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

429 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）

430 優良図書の推奨（児童家庭課）

431 新潟県工業技術総合研究所手数料条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（産業振興課）

432 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（産業振興課）

433 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

434 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

435 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）

436 換地計画の縦覧（農地整備課）

437 換地処分（農地整備課）

438 換地処分（農地整備課）

439 換地処分（農地整備課）

440 令和元年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）

441 公共測量の実施通知（監理課）

442 公共測量の実施通知（監理課）

443 道路の区域変更（道路管理課）

444 道路の供用開始（道路管理課）

445 道路の区域変更（道路管理課）

446 道路の供用開始（道路管理課）

447 道路の区域変更（道路管理課）

448 道路の供用開始（道路管理課）

449 道路の区域変更（道路管理課）

450 道路の供用開始（道路管理課）

451 道路の区域変更（道路管理課）

452 道路の供用開始（道路管理課）

453 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

454 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

公 告

一般競争入札の実施（税務課）

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

公聴会の開催（都市政策課）

一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

選挙管理委員会告示

33 新潟市議会議員一般選挙中央区選挙区における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）

公安委員会告示

57 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

雑報

一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(184) (略)</p> <p><u>(184)の2 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第4条第1項の規定による農業用ため池の設置の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(184)の3 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項の規定による届出事項に係る変更又は廃止の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(184)の4 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第6条の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</u></p> <p><u>(184)の5 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項の規定により、特定農業用ため池の指定を行うこと。</u></p> <p><u>(184)の6 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第2項の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。</u></p> <p><u>(184)の7 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第3項の規定により、特定農業用ため池の指定をした旨を公示すること。</u></p> <p><u>(184)の8 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第4項の規定による申出を受けること。</u></p> <p><u>(184)の9 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第5項において準用する同条第2項及び第3項の規定により、関係市町村長の意見を聴き、及び特定農業用ため池の指定の解除をした旨を公示すること。</u></p> <p><u>(184)の10 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項の規定による許可をすること。</u></p> <p><u>(184)の11 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第3項の規定による協議に応ずること。</u></p> <p><u>(184)の12 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による防災工事に関する計画の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(184)の13 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第2項の規定により、届出に係る</u></p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(184) (略)</p>

<p>計画の変更を命ずること。</p> <p>(184)の14 <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第1項の規定により、管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に立入調査等を行わせること。</u></p> <p>(184)の15 <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第2項の規定により、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせ、及び同条第3項の規定により、当該土地の占有者に通知すること。</u></p> <p>(184)の16 <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第8項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。</u></p> <p>(184)の17 <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第1項の規定による既存農業用ため池の届出を受理すること。</u></p> <p>(184)の18 <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第2項の規定による届出事項に係る変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(184)の19 <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第3項の規定により、期間内に届出をすべき旨を催告すること。</u></p> <p>(184)の20 <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第4項の規定による市町村長からの通知を受理すること。</u></p> <p>(185)～(544) (略) 2～10 (略)</p>	<p>(185)～(544) (略) 2～10 (略)</p>
---	-------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 農地部 （略） 農地建設課		別表第4（第6条関係） （略） 農地部 （略） 農地建設課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第15条第1項の規定により、特定農業用ため池の施設管理権を設定すべき旨の裁定をすること。</u>	(略)		(略)
(2) <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律第17条第3項の規定により、特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長についての裁定をすること。</u>			
(略)		(略)	
(略)		(略)	

告 示

◎新潟県告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労継続支援B型	Be With You	柏崎市藤井1995-2	株式会社With You	令和元年9月1日
短期入所	ホームつくし糸魚川	糸魚川市寺町4丁目9-31	社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会	令和元年9月1日

◎新潟県告示第430号

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）第13条の規定により、次の図書を優良図書として推奨した。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

図書

番号	図書名	作者名	出版社名	推奨年齢の区分
346	フランクリンの空とぶ本やさん	ジェン・キャンベル／文 ケイティ・ハーネット／絵 横山和江／訳	B L 出版	小学校低学年向き
347	王さまになった羊飼	松瀬七織／再話 イ・ヨンギョン／絵	福音館書店	小学校低学年向き
348	ふたりはとっても本がすき！	如月かずさ／作 いちかわなつこ／絵	小峰書店	小学校低学年向き
349	なぜこうなった？あの絶景のひみつ	増田明代／文・構成	講談社	小学校中学年向き
350	ルソンバンの大奇術	牡丹靖佳	福音館書店	小学校中学年向き
351	星空を届けたい	高橋真理子	ほるぷ出版	小学校中学年、高学年向き
352	レモンの図書室	ジョー・コットリル／作 杉田七重／訳	小学館	小学校高学年、中学生、高校生向き
353	カーネーション・デイ	ジョン・デヴィッド・アンダーソン／著 久保陽子／訳	ほるぷ出版	小学校高学年、中学生向き
354	チョコレート物語	佐和みづえ	くもん出版	小学校高学年向き
355	ヒトラーと暮らした少年	ジョン・ボイン／著 原田勝／訳	あすなる書房	中学生、高校生向き
356	そして、バトンは渡された	瀬尾まいこ	文藝春秋	高校生向き
357	生きる 俳句がうまれる時	小林凜	小学館	中学生、高校生向き
358	風に恋う	額賀滯	文藝春秋	高校生向き
359	ピワイチ！	横山充男／作 よこやまようへい／絵	文研出版	小学校高学年向き
360	なぜ人と人は支え合うのか —「障害」から考える	渡辺一史	筑摩書房	高校生以上向き
推奨の理由 青少年の健全な育成を図る上で特に有益であると認められるため。				

◎新潟県告示第431号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（平成31年3月新潟県告示第348号）を次のとおり改め、令和元年10月1日から実施する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

試験、検査等の種類			手数料の額	
			単位	金額
1 分析	(1) 定性分析	繊維及び付着物	1 試料1成分	5,120円
	(2) 定量分析	ア 金属		

	(ア) 鉄鋼	1 試料 1 成分	4,630円
	(イ) 非鉄金属	〃	7,480円
	イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分	6,010円
	ウ 溶液	1 試料 1 成分	3,610円
	エ 窯業材料(鑄物砂、耐火材料、鉍石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。)	1 試料 1 成分	7,780円
	オ 硫酸銅試験又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定	7,960円
	カ ホルマリン試験		
	(ア) 抽出による場合	1 試料 1 成分	5,880円
	(イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料	7,050円
	キ 試料調整		
	(ア) 硫酸銅試験	1 試料	4,080円
	(イ) その他	〃	6,550円
(3) 機器分析	ア 機器による定性分析又は定量分析		
	(ア) エックス線回折試験	1 試料 1 測定	7,770円
	(イ) 赤外分光分析		
	a マッピング測定を行わない場合	〃	6,370円
	b マッピング測定を行う場合	〃	13,860円
	(ウ) 蛍光エックス線分析		
	a 定性分析	〃	5,900円
	b 定量分析	1 試料 3 成分	2,550円
	(エ) エックス線マイクロアナライザー分析		
	a 定性分析	1 試料 1 測定	8,560円
	b マッピング及びプロファイル	1 試料 1 成分	5,290円
		1 成分増すごとに	2,590円
	(オ) プラズマ発光分光分析	1 試料 1 成分	8,960円
	(カ) イオンクロマトグラフィーによる定量分析	〃	4,470円
		1 成分増すごとに	770円
	(キ) ガスクロマトグラフ質量分析		
	a 液体注入法	1 試料 1 測定	14,600円
	b 熱分解法	〃	22,260円
	c ヘッドスペース法	〃	24,320円
	d MS/MS法による分析の追加	1 試料 1 測定 1 親イオン	29,220円
	e 質量スペクトルの解析の追加	1 試料 3 成分まで	4,880円
		1 成分増すごとに	1,390円
	(ク) 炭素硫黄分析	1 試料 1 成分	5,880円
	(ケ) ラマン分光分析		
	a マッピング測定を行わない場合	1 試料 1 測定	3,860円
	b マッピング測定を行う場合	〃	13,680円
	(コ) エックス線光電子分析	1 試料 1 測定 1 層	4,790円
	イ 試料調整		
	(ア) エックス線回折試験	1 試料	2,810円
	(イ) 赤外分光分析	〃	8,850円
	(ウ) 蛍光エックス線分析	〃	4,210円
	(エ) エックス線マイクロアナライザー分析	〃	2,770円

		(オ) プラズマ発光分光分析			
		a アルカリ融解を行う場合	〃	11,480円	
		b その他の溶解を行う場合	〃	3,940円	
		(カ) ガスクロマトグラフ質量分析	〃	6,300円	
2 測定	(1) 機械的測定	ア 寸法又は形状の測定			
		(ア) 寸法の測定	1 試料 1 固定 5 箇所まで	3,930円	
			1 箇所増すごとに	510円	
		(イ) 点群又は形状曲線の測定	1 固定30分まで	4,000円	
			30分増すごとに	1,290円	
		(ウ) 点群からの寸法算出の追加	1 箇所	2,190円	
		イ 真円度の測定	1 試料 1 断面	3,880円	
		ウ 表面粗さの測定	1 試料 5 箇所まで	2,980円	
			1 箇所増すごとに	520円	
		エ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定	1 試料 3 箇所	5,120円	
		オ 残留応力測定	1 測定	3,880円	
		カ エックス線による透過試験	1 試料 5 箇所	3,900円	
		キ トルクの測定	1 試料	5,230円	
		ク 張力の測定	1 試料	5,850円	
	ケ 振動の測定	1 測定	3,880円		
	コ 圧力の測定	1 試料	3,880円		
	サ 回転数の測定	1 試料	2,630円		
	シ 粘度測定試験	1 試料	3,880円		
		ス エックス線CT試験	1 時間まで	10,350円	
			1 時間を超え 1 時間増すごとに	6,500円	
		(2) 電氣的測定	ア 電圧、電流、抵抗又は電力の測定	1 試料 1 時間	2,640円
			イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定	1 試料 1 時間	4,020円
			ウ 磁束密度の測定	1 試料	2,630円
	エ 雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定				
	(ア) 電波暗室（登録）を使用しない場合		1 試料 1 時間	4,070円	
	(イ) 3メートル電波暗室（登録）を使用する場合		〃	7,240円	
	(ウ) 10メートル電波暗室（登録）を使用する場合		〃	23,490円	
	オ 放射電界強度の測定				
	(ア) 電波暗室（登録）を使用しない場合		1 試料 1 時間	4,170円	
	(イ) 3メートル電波暗室（登録）を使用する場合		〃	7,450円	
	(ウ) 10メートル電波暗室（登録）を使用する場合	〃	23,490円		
	カ 騒音の測定	1 測定 1 時間	3,870円		

(3) 光学的測定	ア 顕微鏡試験		
	(ア) 走査型電子顕微鏡観察		
	a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	6,460円 300円
	b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	9,440円 890円
	(イ) 金属顕微鏡観察	1 断面 3 視野まで 1 断面 3 視野を超え 1 視野増すごとに	6,560円 740円
	(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイクロスコープ観察	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	2,680円 80円
	(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	7,640円 750円
	(オ) レーザー顕微鏡観察	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	3,890円 740円
	(カ) 電界放出形電子顕微鏡観察		
	a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	13,860円 730円
	b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	17,770円 2,200円
	c EBSD解析の追加	1 時間	8,730円
	d 試料調整	1 試料 1 断面	3,910円
	(キ) 顕微鏡による寸法測定	1 試料 5 箇所まで 1 試料 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに	6,590円 740円
	イ 紫外可視分光測定	1 試料 5 箇所	3,190円

		ウ 測色計による測色又は色差測定	1 試料 5 箇所	2,690円
		エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透過率の測定	1 試料 5 箇所	2,630円
	(4) 熱的測定	ア 熱分析(示差走査熱量分析、示差熱分析又は熱膨張率測定)	1 試料	5,440円
		イ 熱伝導率	1 試料	3,960円
		ウ 温度の測定 (ア) サーモグラフィーによる場合	1 時間まで 1 時間を超え 1 時間増すごとに	5,170円 1,290円
		(イ) その他の場合	5 箇所 1 時間まで 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに 1 時間を超え 1 時間増すごとに	2,880円 250円 260円
		エ 熱応力試験	1 試料	3,880円
		オ 試料調整	1 試料	3,890円
3 試験	(1) 強度試験	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、曲げ試験又はせん断試験	1 試料	3,990円
		イ 衝撃試験	1 試料	3,970円
		ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに	3,460円 240円
		(イ) 研磨の不要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに	2,640円 250円
		エ 超微小硬さ試験	1 試料 5 箇所	3,870円
		オ 疲労試験 (ア) 恒温槽を使用しない場合 (イ) 恒温槽を使用する場合	1 試料 1 時間 "	490円 890円
	(2) 材料性状試験	ア プラスチック又は複合材 (ア) 密度測定 (イ) ガラス含有量測定 (ウ) 接触角測定	1 試料 " "	5,170円 6,350円 3,880円
		イ 窯業材料又は土石類 (ア) 乾燥収縮率試験 (イ) 焼成収縮率試験 (ウ) 吸水率測定 (エ) 比重測定 (オ) 水分測定 (カ) 粒度測定又は粘土分測定	1 試料 " " " " "	2,660円 3,930円 2,640円 2,640円 1,910円 3,030円
		ウ 木材物性試験(密度、含水率、吸湿性及び収縮率に限る。)	1 試料	3,960円

	エ 繊維 (ア) 加ねん回数試験 (イ) 織度測定試験 a 織度測定 b 織度むら測定 (ウ) 糸検尺試験 (エ) 含水率測定試験 (オ) 原料定性試験 a 物理試験 b 化学試験 (カ) 混紡率試験 a 物理試験 b 化学試験 (キ) 染料の部属試験 (ク) 連続引張試験	1 試料 " " 1,000メートル 1 試料 " " 1 試料 1 成分 " 1 試料 "	2,640円 2,640円 3,140円 2,630円 3,420円 3,920円 4,670円 5,240円 6,010円 3,920円 5,110円
	オ 粒度分析	1 試料	6,000円
	カ 試料調整 (ア) プラスチック又は複合材 (イ) 窯業材料又は土石類	1 試料 "	3,890円 3,890円
(3) 加工特性試験	ア 金属材料の成形性試験	1 試料	6,730円
	イ 繊維 (ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験 (イ) 巻縮率試験又は弾性率試験 (ウ) 編目長試験又は織縮率試験 (エ) 精練漂白試験又は浸染試験	1 試料 " " "	3,860円 3,230円 2,630円 2,690円
(4) 電気試験	ア 絶縁耐圧試験	1 試料	1,900円
	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合 (イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合 (ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	1 試料 1 時間 " "	4,110円 7,350円 23,490円
(5) 表面処理試験	ア 膜厚試験 (ア) 顕微鏡による試験 (イ) 蛍光エックス線膜厚測定	1 試料 1 箇所 1 成分 "	6,590円 4,370円
	イ 密着性試験	1 試料 1 箇所	3,850円
	ウ 試料調整	1 試料	2,650円
(6) 塗装試験	硬さ、密着、耐摩耗又は耐薬品性試験	1 試料	4,860円
(7) 耐食試験	ア 塩水噴霧試験	1 試料 1 時間	270円
	イ 試験中の試料状態の記録	1 回	1,220円
	ウ 試料調整	1 試料	2,650円
(8) 耐候性試験	ア 恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッチ 1 時間	290円
	イ ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッチ 1 時間	680円
	ウ サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	640円
	エ キセノンウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	1,170円

		オ カーボンアーク灯光による耐光試験		
		(ア) 照射10時間以下	1 試料	230円
		(イ) 照射10時間を超え20時間以下	〃	370円
		(ウ) 照射20時間を超え40時間以下	〃	630円
		(エ) 照射40時間を超え100時間以下	〃	1,420円
	(9) 耐久性試験	カ 試料調整	1 試料	2,650円
		ア 熱衝撃試験	1 バッチ 1 時間	580円
		イ 加速寿命試験	1 バッチ 1 時間	150円
	(10) 製品性能試験	ウ 振動衝撃試験	1 試料 1 時間	2,650円
		ア 家具		
		(ア) 繰返し衝撃試験	1 試料4,000回	4,910円
		(イ) 繰返し開閉試験	1 試料10,000回	3,910円
		(ウ) 繰返し荷重試験	1 試料50回	3,910円
		イ 窯業製品 (冷凍融解試験)	1 バッチ 1 時間	300円
		ウ 繊維製品		
		(ア) 風合試験	1 試料	7,580円
		(イ) 毛羽測定試験	〃	2,640円
		(ウ) 通気性試験又は保温度試験	〃	3,880円
		(エ) 燃焼性試験		
		a ドライクリーニングを要する場合	〃	5,110円
b ドライクリーニングを要しない場合		〃	3,880円	
(オ) 摩擦溶融試験		〃	3,860円	
(カ) 引き裂き強度試験、防すう度試験又は破裂試験	〃	3,930円		
(キ) 収縮度試験、摩耗試験 (ニット) 又は水分平衡質量試験	〃	3,920円		
(ク) 滑脱抵抗力試験又は剥離試験	〃	4,420円		
(ケ) 耐水度試験又ははつ水度試験	〃	2,630円		
(コ) 繊維の静電気測定試験				
a 恒温恒湿槽を使用する場合	〃	5,170円		
b 恒温恒湿槽を使用しない場合	〃	3,130円		
(サ) 染色堅ろう度試験				
a 洗濯試験、熱湯試験、汗試験、染色摩擦試験、酸化窒素ガス試験又はホットプレッシング試験	1 試料増すごとに	250円		
b 漂白試験又は塩素処理水試験	1 試料 1 試料増すごとに	4,500円 770円		
(シ) 透湿性試験	1 試料	3,770円		
(ス) 厚さ試験	〃	2,630円		
(セ) ピリング試験又はスナッグ試験	〃	3,880円		
(11) 測定機器試験	ロックウェル硬度計	1 台	11,200円	
4 計算及び解析	写真撮影	高速ビデオ撮影	1 件 1 時間 4,020円	
5 企画及び設計	(1) デザイン	コンピュータ等の機器を利用した図面、色見本又は繊維図案等の試作	1 柄 配色変更 1 回ごとに 4,450円 250円	
	(2) 繊維	ア 組織分解		

	(ア) 経方向×緯方向400以下	1 試料	3,420円
	(イ) 経方向×緯方向401以上1,600以下	〃	4,670円
	(ウ) 経方向×緯方向1,601以上3,600以下	〃	5,430円
	(エ) 経方向×緯方向3,601以上6,400以下	〃	6,430円
	(オ) 経方向×緯方向6,401以上10,000以下	〃	7,690円
	(カ) 経方向×緯方向10,001以上22,500以下	〃	8,950円
	(キ) (ア)から(カ)まで以外のもの	〃	10,200円
	イ 織物密度試験		
	(ア) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり20本以下	1 試料	1,660円
	(イ) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり21本以上	〃	2,660円
6	カラー複写	カラー複写（試験及び技術指導に係る複写に限り、1原稿につき3枚を限度とする。）	1 枚 実費相当額
7	成績書の副本	成績書の副本	1 通 1,370円

◎新潟県告示第432号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（平成31年3月新潟県告示第330号）を次のように改め、令和元年10月1日から実施する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

機 械 器 具	貸付料の額（1時間につき）
1 金属加工機械	
(1) 旋盤	1,600円
(2) フライス盤	1,460円
(3) 試料切断機	1,560円
(4) 試料研磨機	1,490円
(5) プレス機	2,370円
(6) ボール盤	1,430円
2 繊維加工機械	
(1) のり付け試験機	1,650円
(2) 高温染色試験機	1,520円
(3) 染色用ソフト巻機	1,430円
(4) 検ねん機	1,430円
(5) 意匠ねん糸機	1,630円
(6) 織機	1,460円
(7) 無縫製編機	1,470円
3 測定試験機器	
(1) 万能投影機	1,430円
(2) 金属顕微鏡	1,430円
(3) 硬さ計	1,420円
(4) 万能材料試験機	1,540円
(5) 形状粗さ測定機	1,610円
(6) 恒温恒湿槽	240円
(7) 三次元座標測定機	1,530円

(8) 蛍光X線膜厚測定機	1,430円
(9) 工具顕微鏡	1,500円
(10) 真円度測定機	1,430円
(11) 高速度ビデオ装置	1,570円
(12) フィールドバランスー	1,430円
(13) ビルトインチャンバー	630円
(14) 炭素硫黄分析装置	1,930円
(15) EMC試験システム	1,540円
(16) X線マイクロアナライザー	1,550円
(17) I C I型メース試験機	1,430円
(18) pH・ORPメータ	1,410円
(19) X線回折装置	1,500円
(20) X線残留応力測定装置	1,430円
(21) 圧電型動力計	1,430円
(22) 糸むら測定装置	1,430円
(23) インピーダンス測定装置	1,410円
(24) オシロスコープ	1,450円
(25) 分光測色計	1,420円
(26) 屈折率計	1,430円
(27) 蛍光X線分析装置	1,600円
(28) 毛羽試験機	1,430円
(29) 測色計	1,410円
(30) 磁気測定器(磁束計)	1,410円
(31) 分光光度計	1,520円
(32) 実体顕微鏡(デジタルマイクロスコープ)	1,490円
(33) 自動強伸度試験機	1,430円
(34) データロガー	1,430円
(35) 衝撃試験機	1,490円
(36) 落球衝撃試験機	1,430円
(37) スペクトラムアナライザー	1,450円
(38) 静電気測定器	1,420円
(39) 騒音計	1,420円
(40) 摩擦堅ろう度試験機	1,430円
(41) 洗濯堅ろう度試験機	1,540円
(42) 走査型電子顕微鏡	1,920円
(43) 張力計	1,430円
(44) デジタルマルチメータ	1,410円
(45) デニールコンピュータ	1,430円
(46) 電子分析天びん	1,430円
(47) 電波暗室(次号及び第48号の2に掲げるものを除く。)	1,450円
(48) 3メートル電波暗室(登録)	2,250円
(48)の2 10メートル電波暗室(登録)	13,540円
(49) 熱応力測定器	1,430円
(50) 熱画像装置	1,470円
(51) ネットワークアナライザー	1,770円
(52) 熱分析装置	1,480円
(53) 信号発生器	1,410円
(54) I C I型ピリングテスター	1,430円

(55) 風合計量測定装置	1,430円
(56) 赤外分光光度計	1,440円
(57) プラズマ発光分光分析装置	1,490円
(58) 振動計	1,430円
(59) 粒度分布測定装置	1,660円
(60) ロータップ型標準ふるい器	1,430円
(61) 電力計	1,410円
(62) 疲労試験機 (恒温槽を使用しない場合)	390円
(62) の 2 疲労試験機 (恒温槽を使用する場合)	790円
(63) レーザー測長器(運動精度測定システムを含む。)	1,430円
(64) 破裂試験機	1,490円
(65) 45° 燃焼性試験機	1,430円
(66) 定温乾燥器	1,460円
(67) ファイバースコープ	1,410円
(68) 加速寿命試験機	100円
(69) エキシマ光源照射装置	1,430円
(70) 接触角計	1,430円
(71) フェライトスコープ	1,430円
(72) ロータ型粘度計	1,430円
(73) フォースゲージ	1,420円
(74) 保温性試験機	1,430円
(75) CCM装置	1,420円
(76) 風速計	1,410円
(77) 自動蒸留試験装置	1,430円
(78) イオンクロマトグラフ	1,420円
(79) 含水率計	1,430円
(80) X線透視装置	1,450円
(81) 高圧プローブ	1,410円
(82) 光沢度計	1,440円
(83) 三次元構造解析顕微鏡	1,410円
(84) 照度計	1,410円
(85) 織布耐水度試験機	1,410円
(86) 振動試験機	1,920円
(87) 絶縁耐圧試験器	1,430円
(88) 絶縁抵抗計	1,410円
(89) 走査型プローブ顕微鏡	1,450円
(90) 超音波厚さ計	1,410円
(91) 通気性試験機	1,430円
(92) デジタル温度計	1,410円
(93) 電磁膜厚計	1,480円
(94) 透過率測定器 (ヘイズ計)	1,410円
(95) 熱衝撃試験機	480円
(96) 熱物性測定装置	1,510円
(97) G-T E Mセル	1,410円
(98) 漏れ電流測定器	1,420円
(99) レーザー顕微鏡	1,440円
(100) レーザーラマン分光光度計	1,410円
(101) 非接触三次元測定機	1,560円
(102) 高圧蒸気滅菌器	1,490円

(103)	デジタルトルクレンチ	1,410円
(104)	静電容量型変位計	1,410円
(105)	レーザー変位計	1,410円
(106)	ウォーターバス	1,440円
(107)	薄膜測定システム	1,420円
(108)	ドラフトチャンバー	1,580円
(109)	シールド効果評価器	1,440円
(110)	気中パーティクルカウンター	1,420円
(111)	低温恒温水槽	100円
(112)	超音波洗浄器	1,410円
(113)	分光放射輝度計	1,410円
(114)	プリズムカプラー式屈折率測定装置	1,420円
(115)	デジタルタコメータ	1,410円
(116)	液体クロマトグラフ	1,440円
(117)	酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	1,410円
(118)	CNC画像測定機	1,420円
(119)	GMサーベイメータ	1,430円
(120)	シンチレーションサーベイメータ	1,410円
(121)	摩耗試験機	1,410円
(122)	引裂度試験機	1,470円
(123)	ガスクロマトグラフ	1,470円
(124)	摩擦溶融試験機	1,410円
(125)	デジタル測長器	1,410円
(126)	スプレーテスター	1,410円
(127)	洗濯試験機	1,500円
(128)	可搬式粗さ計	1,410円
(129)	ロードセル	1,410円
(130)	薄膜硬度計	1,420円
(131)	3Dスキヤニングシステム	1,490円
(132)	マイクロフォーカスX線CT装置	5,460円
(133)	高温用エリクセン試験機	1,540円
(134)	電流プローブ	1,420円
(135)	柔軟度試験機	1,410円
(136)	電子負荷	1,440円
(137)	抱合力試験機	1,410円
(138)	多連型乾熱試験機	1,430円
(139)	ラローズ法吸水性測定装置	1,410円
(140)	紫外線鑑別器	1,410円
(141)	保護導通試験器	1,410円
(142)	織物摩耗試験機	1,410円
4	その他	
(1)	デザインCADシステム	1,500円
(2)	直流電源	1,430円
(3)	交流安定化電源	1,510円
(4)	電気マッフル炉	1,490円
(5)	クリーンベンチ	1,430円
(6)	標準光源装置	1,450円
(7)	真空ポンプ	1,410円
(8)	真空デシケータ	1,410円

(9) マスクアライナー	1,430円
(10) スピンコーター	1,420円
(11) ホットプレート	1,420円
(12) 真空乾燥器	1,420円
(13) 放電プラズマ焼結機	3,280円
(14) ロータリエバポレータ	1,410円
(15) 遠心分離器	1,440円
(16) ディープラーニング用コンピュータ	1,460円

◎新潟県告示第433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を令和元年9月10日認可した。

令和元年9月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を令和元年9月11日認可した。

令和元年9月20日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営西部幹線小栗山地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和元年9月24日から令和元年10月23日まで

3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第 436 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 89 条の 2 第 1 項の規定により県営区画整理 (経営体育成基盤整備「一般型」) 事業に係る換地計画を定めたので、令和元年 9 月 24 日から令和元年 10 月 23 日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年 9 月 20 日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	小中川	換地計画書の写し	燕市役所及び新潟市西蒲区役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内 (以下「不服申立期間」という。) に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日 (告示日) の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県を被告として (訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記 (2) の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記 (1) (審査請求をした場合には (2)) の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第 437 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 89 条の 2 第 9 項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理 (ほ場整備「担い手育成型」) 事業蔵光地区に係る換地処分をした。

令和元年 9 月 20 日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第 438 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 89 条の 2 第 9 項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備 (中山間地域総合整備) 事業六箇地区 (六箇山谷換地区) に係る換地処分をした。

令和元年 9 月 20 日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第 439 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 89 条の 2 第 9 項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備 (中山間地域総合整備) 事業六箇地区 (麻畑換地区) に係る換地処分をした。

令和元年 9 月 20 日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第 440 号

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 6 条の 3 第 2 項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画 (令和元年 5 月 31 日新潟県告示第 100 号) を次のとおり変更する。

令和元年 9 月 20 日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間

新潟市	新潟市の第03-26-1計画区及び第14-17-1計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
新発田市	新発田市の第4計画区及び第5計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第30-1計画区及び第30-2計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第14計画区・市街第15計画区・市街第16計画区・市街第17計画区及び中里第1計画区	〃
見附市	見附市の第8-1計画区及び第8-2計画区	〃
村上市	村上市の猿沢(朝日第34計画区)・川端(朝日第35計画区)及び塩谷(神林第34計画区)	〃
燕市	燕市の第42計画区及び第43計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第24計画区	〃
妙高市	妙高市の新井地域錦町地区(1-1)	〃
阿賀野市	阿賀野市の第37-2計画区・第38計画区及び第39計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第54-1計画区・第37-2計画区・虫野、原虫野再調査計画区・第37-3計画区・第39-1計画区、第78-1計画区及び第40計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第2-1計画区及び第2-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第9-2計画区・第10計画区、第11計画区及び辻又・後山	〃

弥彦村	弥彦村の第39計画区・第40計画区及び第41計画区	〃
田上町	田上町の第6計画区及び第7計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第8計画区・第9計画区及び第10計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第三計画区・第四計画区及び第六計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第107-1計画区・第107-3計画区及び第107-4計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第11-5計画区・第13-3計画区・第11-6計画区・第14計画区、第15計画区及び第16-1計画区	〃
関川村	関川村の第17計画区・第18計画区・第19計画区・第20計画区及び第22計画区	〃

◎新潟県告示第441号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（山室地区（全換地区）確定測量）
- 2 作業期間 令和元年9月13日から令和2年1月24日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字山室地内

◎新潟県告示第442号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年9月20日から令和2年1月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市大字市振

◎新潟県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市野口2337番から	新	7.3～17.8メートル	189.3メートル
同市野口2354番2まで	旧	7.3～10.6メートル	189.3メートル

◎新潟県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間
十日町市野口2337番から同市野口2354番2まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月20日

◎新潟県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 町屋越後堀之内停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市五箇2683番3から	新	15.4～60.2メートル	60.6メートル
同市五箇2683番3まで	旧	15.4～40.0メートル	60.6メートル

◎新潟県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 町屋越後堀之内停車場線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市五箇2683番3から同市五箇2683番3まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月20日

◎新潟県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柿崎小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字芋川字通沢2398番から	新	5.8~44.2メートル	329.1メートル
同市大字芋川字通沢2406番まで	旧	5.8~7.4メートル	328.3メートル

◎新潟県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柿崎小国線
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字芋川字通沢2398番から同市大字芋川字通沢2406番まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月20日

◎新潟県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 直江津停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市西本町三丁目153番13から	新	9.4~36.3メートル	38.7メートル
同市西本町三丁目612番1まで	旧	9.4~15.6メートル	38.7メートル

備考 路線の重用

全区間県道大潟上越線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟上越線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

上越市西本町三丁目153番13から	新	9.4～36.3メートル	38.7メートル
同市西本町三丁目612番1まで	旧	9.4～15.6メートル	38.7メートル

備考 路線の重用

全区間県道直江津停車場線と重用

◎新潟県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 直江津停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市西本町三丁目153番13から同市西本町三丁目612番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月20日

◎新潟県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大原関山停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
妙高市大字東四ツ屋新田字上原167番1から	新	7.2～14.8メートル	831.5メートル
同市大字葎生字砂田428番1まで	旧	7.0～14.8メートル	831.5メートル

◎新潟県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大原関山停車場線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字東四ツ屋新田字上原167番1から同市大字葎生字砂田428番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月20日

◎新潟県告示第453号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年9月20日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和元年9月11日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加茂市柳町二丁目乙172番の内、 172番1の内、172番1地先水路	5.05	43.00

◎新潟県告示第454号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「タータン展 伝統と革新のデザイン」前売観覧券販売等の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和元年9月21日から令和元年12月13日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 株式会社新潟トラベル伊勢丹営業所	新潟市中央区笹口2丁目12番地3 株式会社新潟トラベル 代表取締役 中山 真
新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI	新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社 代表取締役 高橋 徹
長岡市千秋3丁目278-14 新潟県立近代美術館内 ミュージアムショップKINBI	
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 佐久間 寛道
新潟市中央区上近江4丁目12番20号 DeKKY401 トップトラベル新潟	新潟市江南区両川1丁目3604番地12 株式会社北村製作所 取締役社長 北村 泰作
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市西区坂井砂山3丁目6-55 株式会社文信堂書店新大前店	
長岡市城内町1丁目611-1M2F 株式会社文信堂書店長岡店	
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合

	理事長 湯川 靖彦
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 堀 一
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市 市長 中原 八一
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日报社 代表取締役 小田 敏三
新潟市中央区西大畑5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子
新潟市中央区中央町4丁目10番10号 新潟市商工会議所3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区中央町4丁目10番10号 新潟市商工会議所3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
三条市仲之町1番7号 野島書店	三条市仲之町1番7号 株式会社野島書店 代表取締役 馬場 俊二
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 水澤 千秋
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
佐渡市中原234番地1 佐渡中央文化会館	佐渡市千種232番地 佐渡市 市長 三浦 基裕
(各販売店) NIC 新潟日報販売店	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報サービスセンター 代表取締役 吉倉 久一郎
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、 ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 山田 周

4 委託期間

令和元年9月21日から令和元年12月20日まで

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県税務総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県税務総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等の賃貸借

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年12月27日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和元年9月20日（金）から令和元年10月1日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県総務管理部税務課県税集中管理室電算管理係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和元年11月1日（金） 午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 本件入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和元年9月20日現在において民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者

イ 令和元年9月20日現在において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされている者

(3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 次の5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 上記3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(7) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和元年9月20日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び上記4に定める入札に参加する資格があると認められない者は、本件入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和元年10月16日（水） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記2(2)に定める場所に同じ。

ウ 提出方法 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和元年10月25日（金） 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 上記2(2)に定める場所に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封筒の上、上記2(2)に定める入札説明書の交付場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に上記1(1)の調達案件の名称及び上記3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって上記3(1)に定める日の前開庁日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積った契約希望金額（上記1に掲げる新潟県税務総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に110分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の10に相当する額を加算した金額に、69を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に69を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金

額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1項第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(上記1に掲げる新潟県税務総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1項第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製を作成することがある。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 東京インテリア家具長岡店

所在地 長岡市千秋2丁目2782番地1 外

設置者 株式会社東京インテリア家具

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗の名称の変更)に関する届出

公告日 平成31年3月19日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年9月20日から令和元年10月20日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 （仮称）アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外
設置者 第一リース株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の代表者の変更、小売業者の住所の変更）に関する届出
公告日 平成31年4月23日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和元年9月20日から令和元年10月20日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオン県央ショッピングセンター
所在地 燕市井土巻字切間710
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の自動車の出入口の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
令和元年8月28日
- 4 変更の理由
駐車場の出入口の位置に変更が生じたため。
- 5 届出年月日
令和元年8月27日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年9月20日から令和2年1月20日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ひらせいホームセンター岩上店
所在地 柏崎市岩上字刈又283 外
設置者 株式会社ひらせいホームセンター 他3者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社ひらせいホームセンター
(変更前) 午前9時30分から午後8時00分
(変更後) 午前9時00分から午後8時00分
 - ・株式会社オーシャンシステム
(変更前) 未定
(変更後) 午前6時30分から午後8時30分
 - ・未定
(変更前) 未定
(変更後) 午前6時30分から午後8時30分
 - イ 駐車場の自動車の出入口の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時00分から午後8時00分
(変更後) 午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
令和2年4月29日(ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
令和元年8月29日
- 4 変更の理由
店舗の建て替えを行うため
- 5 届出年月日
令和元年8月28日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和元年9月20日から令和2年1月20日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、南魚沼都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年9月20日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 公聴会の日時

令和元年10月21日（月）午後7時から

2 公聴会の開催場所

南魚沼市六日町180-1

南魚沼市役所 2階 大会議室

3 事案の概要

別紙「南魚沼都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県南魚沼地域振興局地域整備部計画調整課、南魚沼市建設部都市計画課、大和市民センター、塩沢市民センターにおいて、10月1日（火）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

南魚沼市の住民及び利害関係人

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び南魚沼市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

令和元年10月1日（火）（必着のこと。）

8 公述申出先

(1) 南魚沼市六日町960（〒949-6680）

新潟県南魚沼地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-772-3975

(2) 南魚沼市六日町180-1（〒949-6696）

南魚沼市建設部都市計画課

電話 025-773-6662

(3) 南魚沼市浦佐1188番地2（〒949-7392）

大和市民センター

電話 025-777-3111

(4) 南魚沼市塩沢1370番地1（〒949-6492）

塩沢市民センター

電話 025-782-0250

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の50名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する南魚沼市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

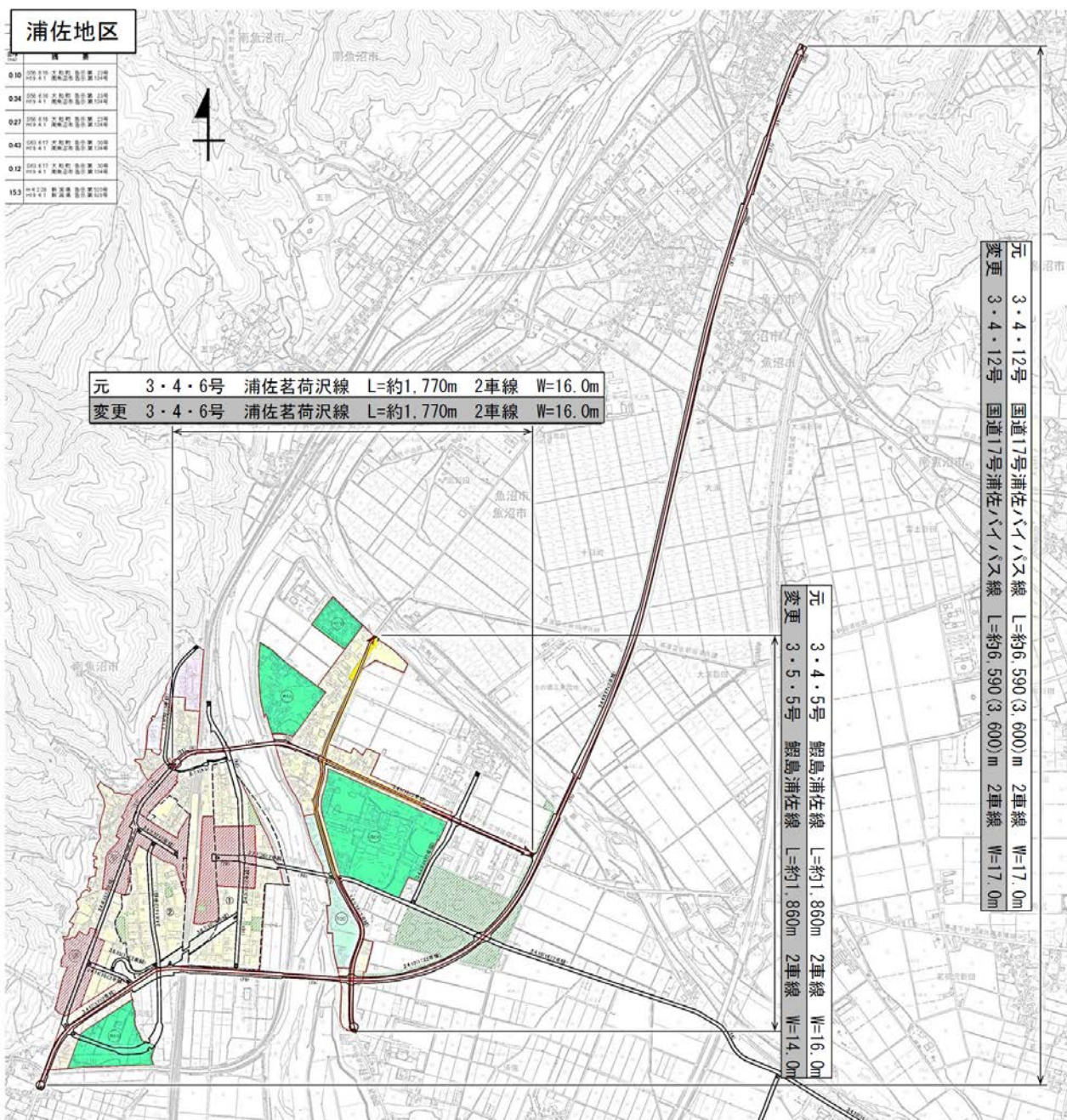
新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

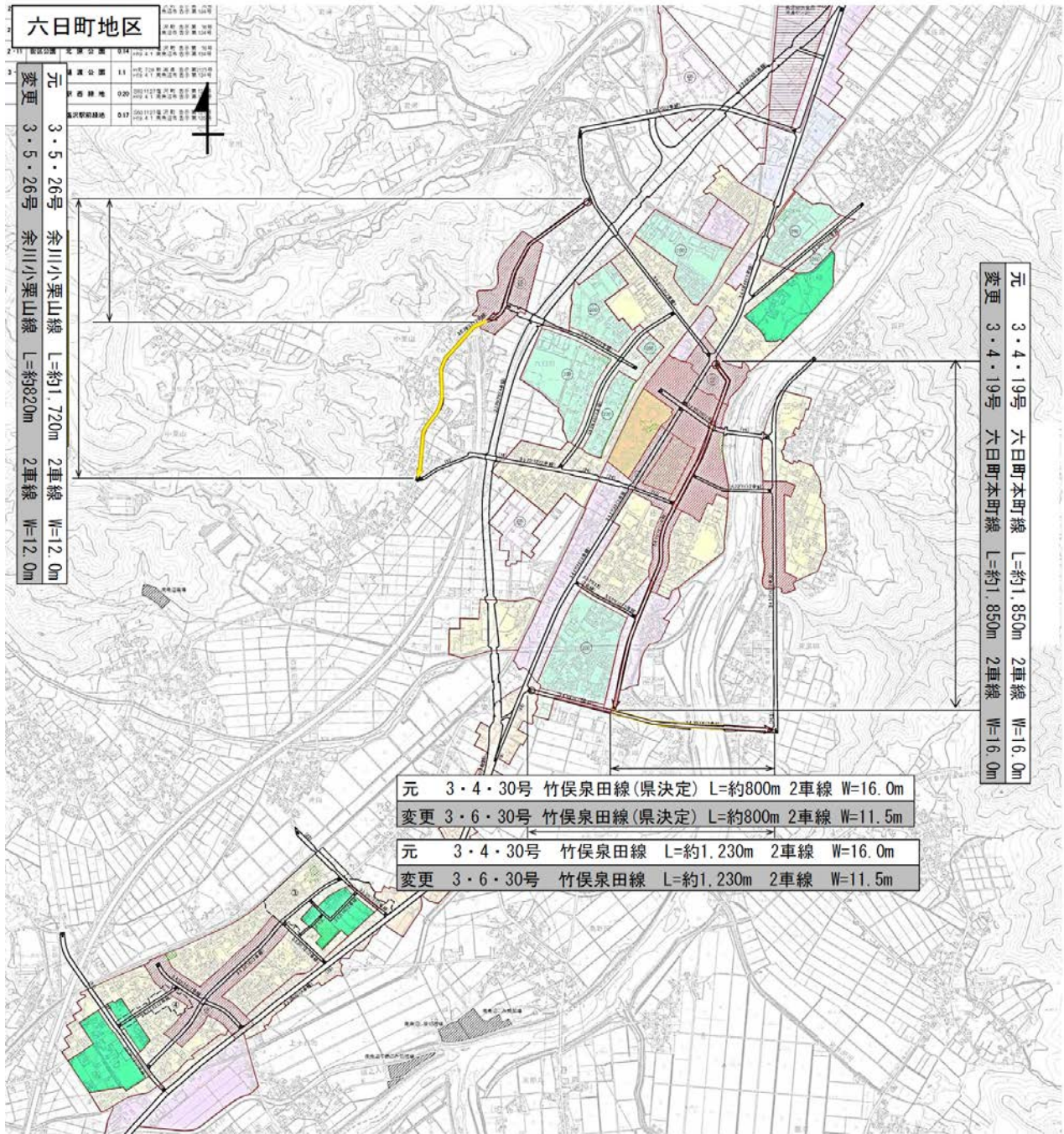
南魚沼都市計画道路の変更(新潟県決定)その1

別紙1



南魚沼都市計画道路の変更(新潟県決定)その2

別紙2



一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、サンプルチェンジャ機能付きヨウ素サンブラの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

サンプルチェンジャ機能付きヨウ素サンブラ 2式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月20日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断したものにあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和元年10月31日（木） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和元年11月1日（金） 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和元年10月10日（木）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和元年10月21日（月）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Iodine sampler with sample changer function [2] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. October 21, 2019

(3) Date of bid opening:

1:30 P.M. November 1, 2019

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

平成31年4月7日執行の新潟市議会議員一般選挙中央区選挙区における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年9月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

裁 決 書

審査申立人 新潟市西区浦山1丁目4番2号
佐藤 幹夫

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年6月10日付で提起された平成31年4月7日執行の新潟市議会議員一般選挙中央区選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨及び理由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、平成31年4月22日付で新潟市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会が令和元年5月8日付でこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における当選の効力を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものである。

2 審査の申立ての理由

その理由を審査申立書、反論書及び口頭意見陳述に従って要約すれば、次のとおりである。

(1) 申立人の過去5回の新潟市議会議員一般選挙（以下「市議選」という。）の得票数や、申立人の選挙運動等の状況及び申立人の取材による選挙情勢の分析等を踏まえると、本件選挙における申立人の得票数(439.306票)は異常に少なく、同姓候補者の佐藤耕一（以下「当該同姓候補者」という。）の得票数(4,939.693票)は異常に多い。

これらの状況から、開票ミスによって申立人の票が当該同姓候補者の票として集計された可能性がある。

(2) 191名という多数のスタッフが開票作業をしており、皆一生懸命作業をしているのでミスをしていても気づかない可能性が高く、また、開票当日は本件選挙と同日執行の新潟県議会議員一般選挙（以下「県議選」という。）の開票を行った後、本件選挙の開票を行ったため、本件選挙の開票が始まった頃には皆疲労しており、開票ミスが起こる条件はかなりあったと考えられる。

(3) 県議選の東区選挙区において、同姓候補者の票が13票混在するという開票ミスが発生したが、同様のミスが本件選挙でも起こる可能性がある。

(4) 市委員会は原決定において、具体的な証拠を求めているが、絶対的な証拠である投票用紙は市委員会が保管しており、他選挙において、選挙管理委員会の判断で投票用紙の再点検を行っている事例があることから、公職選挙法（以下「公選法」という。）の趣旨に則って、投票用紙を再点検すれば真実は明らかになる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを受理した後、市委員会からは弁明書及び関係資料を、申立人からは反論書の提出を受け、あわせて申立人に口頭による意見陳述の機会を設けるなど、慎重かつ厳正に審理を行った。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、申立人が主張する審査の申立ての理由について次のように判断する。

1 審査の申立ての理由(1)について

(1) 市委員会から提出を受けた関係書類等によると、以下の事実が認められる。

なお、平成15年までは新潟市選挙区(合併前)、平成19年以降は新潟市中央区選挙区の得票数を示したものである(小数点以下、省略)。

ア 申立人の過去の市議選及び本件選挙の得票数

平成3年1,865票、平成7年1,785票、平成11年2,126票、平成15年1,676票、平成27年1,472票、平成31年439票。

イ 当該同姓候補者の過去の市議選及び本件選挙の得票数

平成19年1,712票、平成23年2,620票、平成27年3,301票、平成31年4,939票。

(2) 申立人は、有権者に前回(平成27年)市議選を大幅に上回る枚数のリーフレットを新聞折込みするなどしたにもかかわらず、本件選挙における申立人の得票数が前回市議選と比べ1/3程度となったのは、開票ミスがあったとしか考えられないと主張する。

しかしながら、リーフレットの新聞折込み枚数の増加などの要因をもって、本件選挙の得票数が少なく、開票ミスが起こったと推測するには論理の飛躍があると言わざるを得ない。また、開票ミスを裏付ける具体的な根拠や証拠等も示されていないことから、当該主張は採用することができない。

(3) 申立人が行った関係者への取材によると、本件選挙においては有力な新人や、前回市議選で立候補をしていない当該同姓候補者のライバルが立候補したことにより、当該同姓候補者はもっと苦戦するはずであったとし、本件選挙における当該同姓候補者の得票数は多すぎると主張する。

しかしながら、当該関係者はあくまで個人的な見解を述べたに過ぎないことから、上記(2)と同様の理由により、当該主張は採用することができない。

2 審査の申立ての理由(2)について

(1) 市委員会から提出を受けた関係書類等によると、本件選挙における開票事務について、以下の事実が認められる。

開票事務は、同年4月7日午後9時00分から、新潟市体育館において、新潟市中央区選挙管理委員会によって選任された選挙長、候補者からの届出による選挙立会人10名、事務従事者合計191名により開始された。選挙長及び選挙立会人は一連の開票事務を監視しうるように配置されており、また、一般人も開票事務を参観することが可能であり、全体を確認できる状態にあった。

開票事務の流れは、おおむね次のとおりであった。

ア 開披分類係において各候補者の有効投票とされた投票は、第1点検係において、他の候補者の投票や無効投票が混入していないか点検され、その後、第2点検係で再度点検された。

イ 計数係で候補者別の100票単位に結束された投票は、効力決定表貼付係において500票単位に結束された後、選挙立会人10名及び選挙長に回付され、最終点検を受けた。

ウ 無効投票及び疑問票は、判定方針について選挙長及び選挙立会人の意見を聞いた後、審査係で分類し、点検・確認を経た後、結束して選挙立会人及び選挙長に回付され、最終点検を受けた。

エ 開票の結果は、投票総数63,248票、有効投票は61,840票、無効投票は1,408票であり、当該同姓候補者の得票数は4,939.693票、最下位当選者の得票数は2,649票、申立人の得票数は439.306票であった。

以上のとおり、開票事務に係る一連の手続は適正、適法に執行されたものと認めるのが相当であり、検証の結果、点検係、計数係及び効力決定表貼付係において同姓候補者の票を異なるラインで流すことにより、同姓候補者の票が混在しないよう対策していることが確認できた。

(2) 申立人は、開票ミスが起こる条件はかなりあったと主張するが、申立人の主張は推測の域を出ないものであり、上記(1)のとおり開票事務は適正、適法に執行されていること、同姓候補者の票が混在しないよう対策していること、市委員会から提出された選挙録によると選挙立会人及び選挙長は選挙録の記載が真正であることを確認して署名していること、また、開票ミスを裏付ける具体的な根拠や証拠等も示されていないことから、当該主張は採用することができない。

3 審査の申立ての理由(3)について

申立人は、県議選の東区選挙区で開票ミスが発生したが、同様のミスが中央区選挙区でも起こる可能性があるとして主張する。

この点、市委員会は弁明書において、「選挙立会人が開票作業の過程において有効投票の確認を行う中で13票の混入を見つけ、再点検を行ったものであり、有効得票数の算定に違法はない。」としている。

本件選挙における開票事務は、上記2(1)のとおり適正、適法に執行されているため、上記2(2)と同様の理由により、当該主張は採用することができない。

4 審査の申立ての理由(4)について

申立人は、他選挙において選挙管理委員会の判断で投票用紙の再点検を行っている事例があると主張するが、本件選挙とは無関係であり、申立人の主張は失当である。

また、申立人は、公選法の趣旨に則って投票用紙を再点検すれば真実は明らかになると主張するが、上記1、2及び3と同様の理由により、投票用紙の再点検を行うに足る合理的な理由は認められず、当該主張は採用することができない。

5 結論

以上のとおり、原決定を取り消し、本件選挙における当選の効力を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張は理由がない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和元年9月6日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第57号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

令和元年9月20日

新潟県公安委員会
委員長 山田 知治

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る講習(以下「3号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

令和元年10月24日(木)から令和元年10月31日(木)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービルI

3 受講定員

20人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和元年10月3日（木）及び令和元年10月4日（金）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和元年10月17日（木）及び令和元年10月18日（金）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)

雑 報

一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学電子複写機賃貸借及び複写サービス一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年9月20日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

(1) 委託名称

新潟県立大学電子複写機賃貸借及び複写サービス一式

(2) 委託場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

(3) 委託期間

令和元年11月1日から令和6年10月31日

(4) 物品の仕様等

別紙仕様書による。

(5) 物品の納品期間

契約の日から令和元年10月31日(木)まで

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和元年9月20日(金)から令和元年10月2日(水)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問合せ先

新潟県立大学総務財務部財務課(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

電話番号025-270-1301 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和元年10月7日(月)午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「複写サービス」に登録されている者であること。

(3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期限
令和元年10月3日(木)午後5時15分
 - イ 提出場所
新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学総務財務部財務課
 - ウ 提出方法
本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
 - エ 提出書類及びその部数
競争入札参加資格確認申請書 1部
 - (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。
 - ア 交付日時
令和元年10月4日(金)午前10時から午後4時まで
 - イ 交付場所
(1)イに掲げる場所
- 6 入札の方法
- (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
 - (2) 入札書の記載
 - ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
 - イ 入札は月間複写料金(1枚当たりの単価に月間複写見込枚数を乗じた料金)と月額基本料金(使用枚数にかかわらず月毎にかかる料金)を合算した金額に契約期間の月数(60月)を乗じた総額で行うものとする。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法
- 入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。
- 8 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
 - (2) 入札に参加する条件に違反した入札
 - (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
 - (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
免除する。
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- 11 その他
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) 契約の停止等
本件入札に関し、苦情申し立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。
- (3) その他
本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学フルカラー印刷機賃貸一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年9月20日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

- (1) 委託名称
新潟県立大学フルカラー印刷機賃貸一式
- (2) 委託場所
新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
- (3) 委託期間
令和元年11月1日から令和6年10月31日まで
- (4) 物品の仕様等
別紙仕様書による。
- (5) 物品の納品期間
契約の日から令和元年10月31日（木）まで

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間
令和元年9月20日（金）から令和元年10月2日（水）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所及び問合せ先
新潟県立大学総務財務部財務課（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）
電話番号025-270-1301 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年10月7日（月）午前11時
- (2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具・事務機器」に登録されている者であること。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限

令和元年10月3日（木）午後5時15分

イ 提出場所
新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学総務財務部財務課

ウ 提出方法
本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数
競争入札参加資格確認申請書 1部

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時
令和元年10月4日（金）午前10時から午後4時まで

イ 交付場所
(1)イに掲げる場所

6 入札の方法

(1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 入札は月額基本料金と月額保守料金を合算した金額に契約期間の月数（60月）を乗じた総額で行うものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申し立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。